

## 令和5年度 第1回 仙台市公文書等管理・情報公開審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年7月13日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 会 場 仙台市公文書館 1階 会議室
- 3 出席者 委 員 石田淳也, 加藤諭, 桑原真弓, 齋藤信一, 中林暁生（敬称略）  
事務局 文書法制課 阿部課長, 庄子主幹兼公文書館長, 上野文書係長,  
阿部市政情報係長

### 4 議 題

- (1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名
- (2) 仙台市公文書等管理・情報公開審議会の職務について
- (3) 「仙台市公文書等管理・情報公開審議会運営要領」の制定について
- (4) 歴史的公文書選別基準の制定に係る意見について（意見を求める案件第1号）

### 5 議事の概要

- (1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名

仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例（令和5年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、委員の互選を行ったところ、桑原委員より中林委員を会長に推す声があり、全会一致で中林委員が会長に選出された。

その後、条例第4条第3項に規定する会長の職務を代理する委員として、加藤委員が指名された。

- (2) 仙台市公文書等管理・情報公開審議会の職務について

資料「仙台市公文書等管理・情報公開審議会の職務について」に基づき、審議会の所掌事務等について事務局より説明を行った。事務局の説明について、以下のとおり委員より質問及び意見があった。

- ・ 審議会の会議録は公開されないのか。（齋藤委員）

→当審議会の前身となる情報公開審査会では、非公開で行う審査請求に係る審議については議論の要点のみ記録した簡潔な内容の会議録を作成していた。公開で行う、審査請求に係る審議以外の会議については、非公開の会議よりも詳細な会議録を作成し、公開することとなる。（事務局）

- ・ 継続している案件の場合、会議録は前回の議論を振り返る参考ともなるため、ある程度議論の経緯が分かるような内容で作成していただきたい。（齋藤委員）

→ご意見を踏まえ、会議録の作成方法等について検討したい。（事務局）

(3) 「仙台市公文書等管理・情報公開審議会運営要領」の制定について

資料「仙台市公文書等管理・情報公開審議会運営要領 事務局案」に基づき、審議会の所掌事務等について事務局より説明を行った。事務局の説明について、以下のとおり委員より質問及び意見があった。

- ・第3条で、審査請求に係る調査審議は「開示決定等に係る公文書又は利用決定等に係る歴史的公文書等をもとに行うものとする」と規定しているが、この文言を素直に解釈すると、開示決定等や利用決定等がなされた公文書や歴史的公文書以外の文書は、調査審議の対象から除外されてしまうようにも思われる。本条が置かれている趣旨を確認したい。(齋藤委員)

→審議会の前身である情報公開審査会の運営要領にも置かれていた規定である。おそらくは審査請求の審議をインカメラ審理により行うことを確認的に規定したものと思われるが、どのような趣旨で置かれたものかについては、調査の上で改めて報告させていただきたい。(事務局)

- ・情報公開審査会の審議においては、開示決定等に係る公文書の不開示箇所の妥当性の議論に加え、開示決定に係る公文書の特定の妥当性について議論することもあり、その場合開示決定等に係るもの以外の公文書も調査審議の対象としていた。(中林会長)

→第3条が置かれた趣旨については、事務局で確認した結果を後日報告する。(事務局)

- ・事務局案では審査請求に係る審議に関するもののみが規定されているようだが、条例第1条第2項に定められている、公文書の管理や歴史的公文書等に係る審議に関しては詳細に定める必要はないのか。(加藤委員)

→審査請求に係る審議については、市民等の権利救済制度であるという観点から手続きに関する詳細な規定を置いているが、公文書の管理や歴史的公文書等に係る審議については性質が異なるため、事務局案では手続きについて詳細な規定を置いていない。(事務局)

- ・運営要領は審議会の決定により見直しを行うことができるので、実際に審議を行う中で必要になった際に議論して改正をすることとしてもよいのではないか。(中林会長)

以上の議論を経て、事務局案のとおり審議会運営要領を制定することとした。

(4) 歴史的公文書選別基準の制定に係る意見について（意見を求める案件第1号）

資料「歴史的公文書選別基準の制定に係る意見について（諮問）」、「仙台市歴史的公文書選別基準（案）」及び「『仙台市歴史的公文書選別基準』運用ガイドライン（案）」に基づき、歴史的公文書選別基準の案について事務局より説明を行った。事務局の説明について、以下のとおり委員より質問及び意見があった。

- ・「1 基本的な考え方」に「…、次の1から4のいずれかに該当する公文書を、歴史的公文書（…）とする」とあるが、この文言だと、歴史的公文書として選別されるものが1から4に該当するものに限定されてしまうように見えるのだが。(齋藤委員)

→1から4に列挙しているものは、あくまで歴史的公文書を選別する上での基本的な考え方を示したものであり、実際に歴史的公文書として選別するものの具体例については「Ⅱ

個別的基準」において幅広く示す形を取っている。(事務局)

- ・(22)の東日本大震災に関するものや、(23)の戦災復興事業に関するものに加え、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関するものも、個別の項目として追加するべきではないか。

(中林会長)

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関するものを追加することに反対するわけではないが、選別基準の項目に個別具体的な事象に係るものが増えすぎるといえるものか、と思うところもある。ある時点で重要なことと思われた事象でも、時間の経過に伴いより大きな事象で塗り替えられてしまう、といったこともありうる。(加藤委員)

- ・時間の経過に伴いこの選別基準を定期的に見直すといった規定を設けることは可能だろうか。(中林会長)

- ・行政の分野では、必要性が生じた際にその都度見直しを行うことが一般的と思われる。この選別基準についても、必要性が生じた都度見直しといった形の方がよいのではないか。(石田委員)

→選別基準については、今後保存期間の満了した公文書ファイルの廃棄に際し審議会に意見をいただく時等に見直しを行う機会もあるものと考えている。また、国においては、新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書について、これを歴史的な事象に係るものであると位置づけ廃棄せず保存するものとする通知が出されている。(事務局)

- ・(24)に「その他基本的な考え方に照らし保存することが適当であると判断されるもの」という項目があるが、この項目に該当するものとして選別された歴史的公文書の一覧のようなものを作成する予定はあるか。「その他」という項目は便利な反面、何でも「その他」に該当するものとして選別するようなことになってしまいがちである。「その他」に分類されるものが増えてきた時にそれらをチェックしたり、「その他」とは別に個別の項目を設けたりすることについて、誰がそれを行うことにするのか検討が必要と考える。(中林会長)

以上の議論を踏まえ、「仙台市歴史的公文書選別基準(案)」に以下のとおり意見を付すこととし、意見の文言については中林会長と加藤委員の確認の後、確定することとした。

#### 【審議会の意見】

歴史的公文書選別基準について、諮問のあった「仙台市歴史的公文書選別基準(案)」を次のとおり変更して制定することが適当である。

- 1 「Ⅱ 個別的基準」に「感染症対策に関するもので特に重要であるもの」を追加すること。